

議案第47号

令和6年4月3日

令和6年4月臨時議会議案

鈴 鹿 市



控訴の提起について

市は、控訴を次のとおり提起する。

令和6年4月3日提出

鈴鹿市長 末松 則子

1 被控訴人となるべき者（第1審原告）

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]

2 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人（第1審被告）敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人（第1審原告）の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人（第1審原告）の負担とする。との判決を求める。

3 原判決の表示

- (1) 処分行政庁が令和4年9月27日付けで原告母に対してした生活保護停止決定処分を取り消す。
- (2) 被告は、原告らに対し、それぞれ10万円及びこれに対する令和4年9月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (5) この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

提案理由

控訴の提起を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。